

令和7年3月24日
総務省自治行政局
公務員部公務員課

成田市からの御提案について

今回の成田市からの御提案（地方公共団体と空港会社との間の人事交流に係る特例）については、以下のとおりです。

- 今回の御提案については令和3年度に受け付けているところ、現行制度上実現が困難であることに加え、現行制度でも職員派遣は可能であることについてすでに回答しており、国家戦略特区HPにも公表されている（令和5年5月）。

（参考）内閣府国家戦略特区HP 「国家戦略特区等に関する検討要請に対する各府省庁からの回答について（令和3年度分）」に掲載済みの回答

【各府省庁からの検討要請に対する回答】

- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条に規定している職員の派遣については、本来公務に従事すべき地方公共団体の職員を、公益的法人等にその職を保有したまま派遣し、当該公益的法人等の業務に専ら従事させることができるものである。このため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（以下「派遣令」という。）で定める法人については、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるもので、営利を目的とするものを除くものとされている。したがって、空港会社を派遣令の対象法人とすることは困難である。
- なお、人事交流や職員の人材育成等を図るための民間企業への職員派遣については、現行制度においても、職務命令に基づく研修派遣としての実施が可能であり、これにより、派遣先での業務体験を通じた職員の育成を図ることができるほか、退職出向によることも考えられる。

【提案主体からの意見】（抜粋）

- ・ ・ ・ 現行の派遣令では、株式会社日本政策金融公庫や株式会社国際協力銀行が対象法人となっており、両者は、特殊法人、かつ、政府出資が100%の法人である。空港会社も同様の法人であるため、双方に大きな違いがなく、単に空港会社が営利目的の法人として、派遣令の対象法人でない判断するのであれば、対象法人とされている株式会社との違いを明確に示していただきたい。・ ・ ・

【各府省庁からの再検討要請に対する回答】

- 株式会社のうち特殊会社については、原則として発行済株式の総数を国が保有していること及び法人税法第2条第1項第5号に規定する公共法人であることの2つの要件をいずれも満たしているものについて、派遣令に規定することとしている。

参照条文

○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）抄

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

2～4 （略）

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）抄

（服務の根本基準）

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

（再就職者による依頼等の規制）

第三十八条の二 職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合には、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務

（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4～8 （略）

（研修）

第三十九条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2～4 （略）

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）抄

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 公共法人 別表第一に掲げる法人をいう。

六～四十四 （略）

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合、第八十二条第四号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する場合又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

2 公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

3・4 （略）

別表第一 公共法人の表（第二条関係）

名称	根拠法
（略）	（略）
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
（略）	（略）